

座間市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業

要求水準書

令和 7 年 1 月

【用語の定義】

本要求水準書において、使用する用語は、以下の定義とする。

用語	定義
事業者	市と事業契約を締結し本事業を実施する民間事業者をいう。
空調設備	冷暖房設備及び換気設備のことをいい、室内機、室外機及び配管並びに本事業において整備される冷暖房設備及び換気設備に関する一切の設備のことをいう。
本件工事	空調設備の設置及び断熱化改修工事等に係る工事一式をいう。
対象校	空調設備の設置及び断熱化改修工事等を行う小・中学校5校をいう。
構成員	本事業を実施するに当たり構成される連合体の各事業者をいう。

1. 総則

1.1. 本書の位置づけ

本書は、座間市（以下「市」という。）が、座間市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者の募集・選定に当たり、応募者を対象に交付する「実施要領」と一体のものとして、本事業の業務遂行について、事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。

なお、本要求水準書における業務水準とは、実施要領、実施要領等に関する質問に対する回答、本要求水準書、事業者提案書類、各種共通仕様書等に記載の内容及び水準をいい、事業を実施するに当たり満たすべき最低限の水準となる。

1.2. 基本的事項

1.2.1. 本事業の基本的な考え方

ア 経済的かつ良好な空調設備導入及びランニングコストの縮減、省エネを考慮した断熱化改修等を行う。

イ 安全で快適な室内環境を提供し、児童生徒が快適に利用できる室内環境を実現する。

空調設備の整備及び断熱化改修等を実施するに当たり、学校運営に支障をきたさないようにするとともに、児童生徒、教職員、保護者、学校利用者、近隣住民等の安全に十分配慮する。また、運用に当たっては、教職員等が容易な操作で運転や管理が可能な設備の導入を行うこととする。

なお、教育現場であることを踏まえ、施工スケジュールの策定においては学校運営・行事との調整を十分に図り、施工期間中の児童生徒及び教職員並びに保護者等の安全確保に十分配慮する。

ウ 地域への貢献に伴い、市内企業を積極的に選定し、経済面だけでなく、地元企業への技術力向上に貢献すること。

エ 良好で適切な空調設備及び断熱の性能を維持し、低廉かつ良質なサービス提供を目的としランニングコストの縮減を十分に図ることが可能な設計を行う。

オ 環境への配慮として、地球温暖化防止のため、効率的なエネルギーの利用及びリサイクル材の利用等に留意するとともに、二酸化炭素排出量の削減やフロン類の漏洩量の削減に貢献するよう、設計段階から環境保全に留意すること。また、学校環境、周辺環境に対する影響を十分考慮した上で必要な措置を講じること。

1.2.2. 遵守すべき法令等

本事業の遂行に際しては、設計、施工、工事監理の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱（以下「法令等」という）等を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

なお、以下に記載の有無に関わらず本事業に必要な法令等を遵守すること。なお、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を使用すること。

ア 法令・施行令・施行規則等

- (ア) 計量法
- (イ) 消防法
- (ウ) 労働安全衛生法
- (エ) 労働基準法
- (オ) 電気事業法
- (カ) 騒音規制法
- (キ) 振動規制法
- (ク) 学校保健安全法
- (ケ) 建築基準法
- (コ) 建築士法
- (サ) 建設業法
- (シ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (ス) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (セ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (ソ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (タ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (チ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ツ) 大気汚染防止法
- (テ) 石綿障害予防規則
- (ト) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (ナ) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (ニ) ガス事業法
- (ヌ) 下水道法
- (ネ) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (ノ) 電気用品安全法
- (ハ) 電気工事士法
- (ヒ) 高圧ガス保安法
- (フ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

イ 基準・指針等

- (ア) 学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- (イ) 公共建築工事標準仕様書建築工事編
- (ウ) 公共建築工事標準仕様書電気設備工事編

- (エ) 公共建築工事標準仕様書機械設備工事編
- (オ) 建築工事標準詳細図
- (カ) 公共建築設備工事標準図電気設備工事編
- (キ) 公共建築設備工事標準図機械設備工事編
- (ク) 公共建築改修工事標準仕様書建築工事編
- (ケ) 公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編
- (コ) 公共建築改修工事標準仕様書機械設備工事編
- (サ) 公共建築工事積算基準
- (シ) 公共建築工事数量積算基準
- (ス) 公共建築工事標準単価積算基準
- (セ) 公共建築設備数量積算基準
- (ソ) 公共建築工事共通費積算基準
- (タ) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）
- (チ) 公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）
- (ツ) 公共建築工事積算基準等関連資料
- (テ) 建築設備設計基準
- (ト) 建築設備耐震設計・施工指針
 - (国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修)
- (ナ) 建築工事安全施工技術指針
- (ニ) 官庁施設の総合耐震計画基準
- (ヌ) 建築工事監理指針
- (ネ) 電気設備工事監理指針
- (ノ) 機械設備工事監理指針
- (ハ) 建築工事監理業務委託共通仕様書
- (ヒ) 建築保全業務共通仕様書
- (フ) 建築工事設計図書作成基準
- (ヘ) 建築工事設計図書作成基準の資料
- (ホ) 建築設備工事設計図書作成基準
- (マ) 公共建築工事標準書式
- (ミ) 工事写真の撮り方建築編・建築設備編（公共建築協会編）
- (ム) 営繕工事写真撮影要領
- (メ) 「建築物等の利用に関する説明書」作成の手引き
- (モ) 系統連系規程 ((2019) 社団法人日本電気協会系統連系専門部会)
- (ヤ) 「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」

- (ユ) 内線規程（社団法人日本電気協会需要設備専門部会編）
- (ヨ) 高圧受電設備規程（社団法人日本電気協会使用設備専門部会編）
- (ラ) 高調波抑制対策技術指針（社団法人日本電気協会電気技術基準調査委員会編）
- (リ) 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- (ル) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）
- (レ) 建築設備設計計算書作成の手引

1.2.3. 事業実施スケジュール

本事業の事業期間は、契約日の翌日から令和9年3月31日までとする。

契約締結日	令和8年3月下旬
設計及び施工期間	契約日の翌日～令和9年3月31日以前の日（注1）

（注1）施工完了分の引渡時期は令和9年3月31日までとし、事業者の提案による。

1.2.4. 対象校とその所在地並びに留意事項

別添資料1のとおり。

- ア 面積は空調対象面積（アリーナ、小体育室の合計）。
- イ 本事業とは別途、相模が丘小学校の同一敷地内において、校舎の大規模修繕工事事業（外壁改修、屋上防水等）を計画している。事業者は、当該大規模修繕工事における内容や施工工程等との必要な調整を適切に行うこと。
- ウ 前述の大規模修繕工事等はもとより、将来の改修や改築等を見据えて本事業に対応すること。
- エ 本事業と並行で実施を計画している各工事をはじめとして、市が進める他事業の影響で、本事業の実施に際し、急な変更が必要となることも考えられるが、その場合は、市に協力し可能な範囲で柔軟かつ迅速に対応すること。

1.3. 業務実施体制

1.3.1. 責任者の配置

- ア 本事業を実施するに当たり、事業者は、本事業の全体の業務状況を総合的に管理し、各業務間の相互調整を適切に実施するため、市との連絡窓口となり、設計業務、施工業務、工事監理業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者を代表企業から事

業期間にわたり 1 人定めて配置すること。

- イ 事業者は、本事業における設計業務を掌握し、設計関係者を指揮監督する設計責任者を配置すること。
- ウ 事業者は、本事業における施工業務を掌握し、施工関係者を指揮監督する施工責任者を配置すること。なお、当該責任者は、総括責任者との兼任を可とする。
- エ 事業者は、本事業における工事監理業務を掌握し、工事監理関係者を指揮監督する工事監理責任者を配置すること。なお、当該責任者は、設計責任者との兼任を可とする。
- オ 総括責任者、設計責任者、施工責任者、工事監理責任者を事業者が変更する場合、若しくは、市が著しく不適当とみなした場合、事業者は、速やかに適正な措置を講じ、市の承諾を得ること。

1.4. 業務範囲

1.4.1. 設計業務

- ア 空調設備の設計業務
- イ 断熱化改修等の設計業務
- ウ その他、付随する業務

1.4.2. 施工業務

- ア 空調設備の施工業務
- イ 断熱化改修等の施工業務
- ウ その他、付随する業務

1.4.3. 工事監理業務

- ア 空調設備の工事監理業務
- イ 断熱化改修等の工事監理業務
- ウ その他、付随する業務

1.5. 市提供資料の取り扱い

- ア 市が提供する対象校の図面等の資料は、一般公表することを前提としている情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。
- イ 事業者は、提供された資料等を本事業に係わる業務以外で使用しないこと。また、不要になった場合には、速やかに返却すること。
- ウ 提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、事業終了までにすべて廃棄すること。

2. 設計業務に関する要求水準

2.1. 対象業務

事業者は、設計業務として、次の業務を実施すること。

- ア 空調設備の設計業務
- イ 断熱化改修等の設計業務
- ウ その他、付随する業務

2.2. 設計業務実施体制

事業者は、設計業務を遂行するに当たって、以下に示す有資格者等を設計責任者（「1.3.1.責任者の配置」に示す設計責任者と同じ。）及び設計担当者として配置し、設計責任者・設計担当者の通知書を作成して市の承諾を得ること。設計責任者と設計担当者を兼ねることは可とする。

なお、設計業務の履行期間中において、設計責任者若しくは設計担当者を事業者が変更する場合若しくは、市が著しく不適当とみなした場合、事業者は、速やかに適正な措置を講じ、市の承諾を得ること。

2.2.1. 設計責任者

- ア 一級建築士、設備設計一級建築士のいずれかの資格を有していること。
- イ 建築工事・機械設備・電気設備の設計趣旨・内容を総括的に反映でき、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な意思決定ができること。

2.2.2. 設計担当者

(1) 建築設計者

- ア 一級建築士資格取得後3年以上の建築設計実務経験を有する者

(2) 機械設備設計者

以下のいずれかに該当すること。

- ア 建築士又は建築設備士で空調設備設計の実務経験を有する者

- イ 一級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の空調設備設計実務経験を有する者

- ウ 空気調和・衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の空調設備設計実務経験を有する者

- エ 大学（専門課程）卒業後5年以上の空調設備設計実務経験を有する者

- オ 高等学校（専門課程）卒業後8年以上の空調設備設計実務経験を有する者

- カ 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(3) 電気設備設計者

以下のいずれかに該当すること。

- ア 建築士又は建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者
- イ 一級電気工事施工管理技士資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- ウ 電気主任技術者資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- エ 大学（専門課程）卒業後5年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- オ 高等学校（専門課程）卒業後8年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- カ 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

2.3. 業務の要求水準

2.3.1. 空調設備及び断熱化改修等の設計業務

(1) 一般的要件

- ア 設計内容について、業務計画書に基づき週に1回程度市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。
- イ 書類・図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、実施要領及び本要求水準書並びに事業提案書にて定めた性能基準を満足していることを確認したことと示す提出状況・要求性能確認書を業務段階ごとに作成し、事前に市に提出して確認を得ること。
- ウ 現場・現物・状況を必ず確認し、それらと相違の無い設計を行うこと。
- エ 市は、必要があると認めた場合、事業者に対し設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等は事業契約書で定める。
- オ 市と事業者で合意した要求性能で施工上問題が生じた場合の手続き及び費用負担等は、事業契約書で定める。
- カ 設計に関する書類・図書等の著作権は市に帰属する。

(2) 業務関連資料の作成

「6. 提出書類」に示す。

2.3.2. その他、付随業務

(1) 事前調査業務

- ア 業務期間中における手戻りが発生しないよう、現地調査を適切に実施し、想定室外機置場や室内機の設置位置等及び断熱化改修等における施工方法等に関して、市及び対象校と十分協議すること。
- イ 現地調査実施に当たり、事前に調査スケジュールや調査体制等を明記した現地調査計画書を作成し、市及び対象校に提出すること。
- ウ 事前調査により空調設備及び断熱化改修等に支障をきたす状況を確認した場合、事業者は市に報告し協議を行うこと。

(2) 各種関係機関との調整業務

- ア 対象校に対し、現地調査の説明、設計及び運用方法の説明等必要な調整業務を行うこと。
- イ 電気事業者、電気主任技術者、都市ガス事業者等に対して必要な調整業務を行うこと。
- ウ 1.2.2 に示す法令等を遵守し、各種許認可機関に対して必要な調整業務を行うこと。

(3) 申請業務

空調設備及び断熱化改修等に当たり必要な官公署・企業（電気・都市ガスを含む）へ申請又は届出の有無・時期等をあらかじめ調査し、一覧表を作成して提出すること。
また、事業者の責任において、適切に許可申請、届出を実施すること。

(4) 検査業務

事業者は、各校の空調設備又は各校の断熱化改修等の施工業務に着手する前までに、市の確認検査を受けること。その際、確認検査を円滑に実施するために、対象校ごとに設計図書を作成しこれをもって市に設計概要を説明すること。なお、確認検査の指摘事項は施工業務の着手前までに修正を完了させること。対象校ごとに空調設備及び断熱化改修等の実施設計が完了した時点で、設計図書を提出し、確認検査を受ける事。

3. 施工業務に関する要求水準

3.1. 対象業務

事業者は、施工業務として、次の業務を実施すること。

- ア 空調設備の施工業務
- イ 断熱化改修等の施工業務
- ウ その他、付随する業務

3.2. 施工業務実施体制

事業者は、施工業務を遂行するに当たって、以下に示す有資格者等を施工責任者（「1.3.1. 責任者の配置」に示す施工責任者と同じ。）及び施工担当者として適切に配置し、施工責任者・施工担当者の通知書を作成して市の承諾を得ること。施工責任者と施工担当者を兼ねることは可とするが、1校のみとする。なお、施工業務の履行期間中において、施工責任者若しくは施工担当者を事業者が変更する場合若しくは、市が著しく不適当とみなした場合、事業者は、速やかに適正な措置を講じ、市の承諾を得ること。

3.2.1. 施工責任者

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に規定する監理技術者であること。

- イ 専任であること。
- ウ 現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な意思決定ができること。

3.2.2. 施工担当者

- ア 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者等であること。
- イ 施工期間中の児童生徒及び教職員並びに保護者等の安全確保、対象校のセキュリティの確保、施工スケジュールの管理、工事作業員の安全管理、対象校との調整や定期的な報告、企業間の調整等を統括管理すること。

3.2.3. 現場代理人

- ア 施工期間中工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う。なお、施工責任者との兼任は不可とし、施工担当者との兼任は可とする。
- イ 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障が無く、市の承諾を得た場合には、常駐しないことも可とする。

3.3. 業務の要求水準

3.3.1. 空調設備及び断熱化改修等の施工業務

(1) 一般的要件

- ア 令和9年3月31日以前の日に空調設備が供用開始できるよう、本件工事を施工し空調設備 及び断熱化改修等工事の引渡しを完了すること。
- イ 施工期間中は、児童生徒及び教職員、学校利用者の保護者等の安全確保を最優先とし、対象校に確認して仮囲い等により安全対策を講じること。また、教育現場であることに配慮し、作業員に対して指導を行うなど、良好な教育環境を確保すること。
- ウ 施工期間中は、工事の施工に伴う事故及び災害の防止に努めること。
- エ 火気を使用する作業を実施する際は、火気取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- オ 施工期間中に対象校の器物や掲示物等を破損しないように十分注意すること。万が一、破損事故等が発生した場合は、速やかに市及び対象校に連絡し、指示に従うこと。
- カ 重機を用いる大型機器の搬入作業や既設受変電設備の改修等に伴う停電作業等において、学校教育活動や学校周辺地域に著しく影響する作業については、本件工事の着手前に市及び対象校と協議すること。
- キ 環境負荷の低減に貢献するよう、施工期間中の廃棄物の削減等に配慮するとともに再生資源の積極的活用に努めること。

- ク 施工内容について、施工業務計画書に基づき週に1回程度市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。
- ケ 書類・図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、記載内容が本要求水準書及び事業提案書にて定めた性能基準を満足していることを確認したことを示す、提出状況・要求性能確認書を業務段階ごとに作成し、事前に市に提出して確認を得ること。
- コ 大気汚染防止法に基づいた事前調査を実施すること。なお、レベル1と2のアスベストが発見された場合には、適切に処分を行うこと。その場合のアスベストの撤去、運搬及び処分に係る費用は別途市の負担とする。また、レベル3（レベル3相当を含む）のアスベストに係る費用の一切は事業者の負担とする。
- サ 工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出すること。設置した室内機、室外機、受変電設備等は、全ての機器について、工事状況写真、工事完成後外部から見えない主要な部分並びに使用材料及び設計内容が確認できる写真も提出すること。
- シ 緊急防災・減災事業債等の起債申請用の写真については、全校の写真を編集し、紙及び電子媒体により別途提出すること。なお、詳細については、事前に市に確認すること。
- ス 施工図の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、市に移譲するものとする。
- セ 事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、あらかじめ緊急連絡体制を構築することとし、事故等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じることとする。
- ソ コリンズの登録を行うこと。

(2) 業務関連資料の作成

「6. 提出書類」に示す。

(3) 工事用電力、水道、都市ガス等

ア 試運転調整を含めた施工期間中に要する工事用電力、水道は、既存施設の範囲内を無償で使用することとするが、既設照明の使用は必要最低限な範囲とし、こまめに消灯する等、節電を心掛け最大需要電力が契約電力を超過しないよう留意すること。なお、使用箇所は対象校と協議し限定するとともに、電動工具等の充電は事前に実施してくること。

イ 試験運転調整を含めた施工期間中に要する工事用都市ガスは、引渡し日までに生じた費用は、事業者の負担とする。

ウ 電気主任技術者の立会に要する費用等は、自己の費用及び責任において調達すること。

(4) 現場作業日・作業時間

- ア 現場作業日、作業時間は、授業・学校等に影響のない範囲とし、原則として次による。なお、事前に対象校と作業工程について十分に協議を行う。
- イ 現場作業が可能時間は、平日及び土曜日の8時から18時までを基本とし、夜間作業は原則不可とする。日曜日、祝日及び夜間に作業を行う場合は、近隣に配慮し、事前に計画書を提出の上、市及び学校の了解を得て作業を行うこと。なお、放課後や土曜日、日曜日、祝日であっても、教育活動等で屋内運動場等の内外が使用されることに留意する。
- ウ 停電作業等が必要な場合においては事前に対象校と作業工程について十分に協議を行い、停電日時を明らかにすること。なお、停電作業は原則、授業時間帯を除く日時とする。
- エ 市及び学校が認める範囲で、屋内運動場の使用を一定期間停止することを可とするが、その場合も使用停止期間を可能な限り短くすること。
- オ 騒音・振動を伴う作業は、授業に影響がない時間帯に行う。授業実施日においては、事前に市及び対象校と十分に調整の上で行う。現場作業日・作業時間によらず、大きな騒音、振動を伴う作業を実施する際は、事前に市及び対象校と協議すること。
- カ 諸官庁検査等、やむを得ない事由により、平日の授業時間帯に現場作業等が必要となる場合は、事前に市及び対象校と協議すること。
- キ 事前に市及び対象校と協議し、上下校のピーク時に工事関係者の通行、工事用車両の運行を行わないこと。
- ク 週休2日制に配慮すること。

(5) 工事現場の管理

- ア 建設業法等に規定されている現場標識を適切な場所に掲示すること。
- イ アスベストに関する処置・施工等が発生することが想定される屋内運動場については「石綿障害予防規則」（平成17年7月1日施行）等に基づく表示を行うこと。
- ウ 施工期間中、常に建設業法に基づく各種書類を整備した状態とすること。
- エ 対象校敷地内に現場事務所及び作業員詰所等を設営する場合は、位置、期間を明らかにした上で、事前に市及び対象校と協議すること。
- オ 対象校敷地内での飲食は許可するが、原則、現場事務所や作業員詰所、工事用車両内等の学校教育活動等への支障をきたさない場所とすること。
- カ 工事用車両の駐車場及び資材置場等は、空きスペースがある学校は、原則として、対象校敷地内の空きスペースを無償で使用可能とするが、位置を明らかにした上で、事前に市及び対象校と協議すること。なお、一部の学校は敷地内に十分なスペースを見つけることが困難である。
- キ 工事用車両は交通ルールを厳守し、対象校敷地内及び近隣地域において、交通事

故、交通障害等が発生しないように十分留意すること。

- ク 施工期間中、対象校敷地内で使用を許可された場所等の管理は、事業者の責任にて適正に行うこととし、施工完了後は現況復旧するものとする。
- ケ 車両の通行が禁止されている道路において、工事用車両を通行させる場合は、警察署等の許可を得ること。
- コ 対象校敷地内に現場事務所が設置できない（駐車場等含む）場合は事業者負担により確保すること。
- サ 長期休業期間中も児童ホームに登室する児童等に配慮すること。

(6) 取扱い説明

事業者は、空調設備等の供用開始前に運用マニュアルを作成し、対象校関係者が容易に空調設備等を操作でき、光熱水費の削減、環境負荷低減の意識付けが図れるよう、対象校ごとに運用マニュアル及び完成図を配布し説明会を開催すること。

3.3.2. その他、付随業務

(1) 事前調査業務

工事着手前に現地調査を実施し、学校教育活動等への支障をきたさない施工計画を策定することとし、各工種別施工計画書については、市と協議すること。

(2) 各種関係機関との調整業務

ア 受変電設備の新設及び既設受変電設備の改修・更新等を実施する場合は、必要に応じて本件工事の着手前に電気事業者及び電気主任技術者と協議し、その結果を市及び対象校に報告すること。なお、当該工事に伴い発生する費用は事業者負担とする。

イ 都市ガスの供給に要する工事を実施する場合は、必要に応じて本件工事の着手前にガス事業者と協議し、その結果を市及び対象校に報告すること。なお、当該工事に伴うガス工事（敷地外工事となる本管延長、本管からの供給管の分岐、増径等）費用は事業者負担とする。

ウ 工事期間中に火災警報装置等の防災システムが支障となる場合は、本件工事の着手前に関係機関と協議し、その結果を市及び対象校に報告すること。なお、当該工事に伴い発生する費用は事業者負担とする。

エ その他、工事期間中に支障となる設備、システム等がある場合は、本件工事の着手前に市及び対象校と協議すること。なお、当該工事に伴い発生する費用は事業者負担とする。

オ 事業者は、本事業に伴い諸官庁検査を要する工事が発生した場合は、必要に応じて検査に立会うこと。また、検査対象企業が作成する検査記録を含めた諸官庁届出書類を確認し、検査結果を市に報告すること。なお、それらの費用は事業者負担と

する。

- カ 本件工事期間中に対象校の敷地内において、市が発注する他案件の工事や作業等が発生した場合、互いに事業を円滑に進めるよう、市を通じて別途工事等の請負者と十分調整を行うこと。
- キ 各種関係機関との調整において、市の協力が必要な場合、市は必要に応じこれに協力すること。
- ク 工事に先立ち、近隣住民に周知をするための工事案内文を作成し、市の確認を得ること。また、市の要請に応じて、その他説明資料の作成等に協力すること。
- ケ 工事に先立ち、工事案内文を近隣住民へ配布すること。配布する範囲は、事前に市及び対象校と協議すること。
- コ 事業者の責任及び費用において、施工業務遂行による近隣住民の生活環境が受け影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。また、近隣からの苦情等については、事業者の責任において、事業者を窓口として、適切に対処し、市に報告すること。

(3) 検査業務

- ア 事業者は、施工計画書に基づき、対象校ごとに空調設備の供用開始に向けて、施工業務を受託する企業による試運転調整記録を確認後、速やかに供用開始前検査を行い、検査結果を市に報告すること。なお、供用開始前検査では、残工事内容を抽出するとともに、品質面及び安全面からも空調設備の供用開始ができる状態であることを確認し、検査記録をまとめて市に報告すること。供用開始前検査記録の報告をした後、市と空調設備の使用に関する取り決めを行い、市はこれにより空調設備を使用するものとする。
- イ 事業者は、対象校ごとに、工事完了後、速やかに施工業務を受託する企業による自主検査を実施させ、検査結果の報告を受けること。
- ウ 事業者は、上記の自主検査及び工事監理業務を受託する企業による監理者検査完了後、対象校ごとに完成検査を行い、検査結果を市に報告すること。なお、市は必要に応じて事業者の完成検査に立ち会うことができる。
- エ 事業者は、上記の完成検査を実施後、空調設備及び断熱化改修等工事引渡日までに市の完成検査を受けること。なお、完成検査の指摘事項は、空調設備及び断熱改修工事引渡日までに是正工事を完了させ、是正報告書を書面にて市に提出して確認を得ること。

4. 工事監理業務に関する要求水準

4.1. 対象業務

事業者は、工事監理業務として、次の業務を実施すること。

- ア 空調設備の工事監理業務
- イ 断熱化改修等の工事監理業務
- ウ その他、付随する業務

4.2. 工事監理業務実施体制

事業者は、工事監理業務を遂行するに当たって、以下に示す有資格者等を工事監理責任者（「1.3.1. 責任者の配置」に示す工事監理責任者と同じ。）及び工事監理者として適切に配置し、工事監理責任者・工事監理者の通知書を作成して市の承諾を得ること。工事監理責任者と工事監理者を兼ねることは可とする。

なお、工事監理業務の履行期間中において、工事監理責任者若しくは工事監理者を事業者が変更する場合若しくは、市が著しく不適当とみなした場合、事業者は、速やかに適正な措置を講じ、市の承諾を得ること。

工事監理の業務を行う企業は、本事業における対象校の施工業務を担当した企業であってはならず、また、これらの企業と相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業であってはならない。

4.2.1. 工事監理責任者

- ア 一級建築士、設備設計一級建築士のいずれかの資格を有していること。
- イ 電気設備・機械設備・建築工事の設計趣旨・内容を総括的に把握でき、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な意思決定ができること。
- ウ 本事業における施工業務の施工責任者が、工事監理責任者になることはできない。

4.2.2. 工事監理者

工事監理者の資格要件は、「2.2.2 設計担当者」に示す資格要件に準ずる。

4.3. 業務の要求水準

4.3.1. 空調設備の工事監理業務

(1) 一般的要件

- ア 工事監理は、国土交通省告示第八号に記載のある標準業務及びその他の標準業務の内容とする。
- イ 業務の進捗に合わせ必要な書類を提出させ、審査を行い承諾するとともに、必要に応じて指導、指示、是正勧告を行うこと。
- ウ 工事監理内容について、業務計画書に基づき週に1回程度市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。

エ 書類・図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、記載内容が本要求水準書にて定めた性能基準及び事業者提案内容を満足していることを確認したことと示す提出状況・要求性能確認書を業務段階ごとに作成し、事前に市に提出して確認を得ること。

(2) 業務関連資料の作成

「6. 提出書類」に示す。

4.3.2. その他、付随業務

(1) 検査業務

事業者は、対象校ごとに、施工業務を受託する企業による自主検査完了後、速やかに工事監理業務を受託する企業による監理者検査を実施させ、検査結果の報告を受け市に報告すること。

5. 空調設備及び断熱化改修等の機能及び性能に関する要求水準

5.1. 共通事項

- ア 別添配布資料1を満足するサービスを提供すること。
- イ 教育環境に相応しい快適な温熱環境を提供すること。
- ウ トップランナー機器の採用等を行い、消費エネルギー量を削減するとともに、運用にかかる費用の負担軽減や環境負荷の低減に貢献すること。
- エ 費用対効果の最も高い設備を採用すること。
- オ 操作性、維持管理性、更新性の高い設備を採用すること。
- カ 対象校及び対象校近隣への影響（騒音、臭気、振動等）に配慮すること。なお、騒音等が基準内であっても可能な限り影響がないよう配慮すること。
- キ 耐久性の高い設備を採用すること。
- ク 既存建物との調和に留意し、既存建物への影響（騒音、振動、温風、臭気等の発生等）を低減するように配慮するほか、景観等にも配慮する。特に、住宅等に隣接する場所に室外機等を設置する場合は、特段の配慮を行うこと。
- ケ 納入したメーカーが推奨するメンテナンススペースの確保等、保守点検が容易な空調設備を構築すること。
- コ 本事業において整備した空調設備の貸出に伴い空調制御盤を設置すること。なお、QRコード決裁対応型すること。

5.1.1. 災害発生時の形式

相模が丘小学校、栗原中学校、南中学校においては、電気が停止した場合にも独立した運用が可能となるよう計画し、市と協議の上、最終決定すること。

本事業において整備する空調設備は次に示す形式から選択することを基本とする。

【小学校】: 形式①「電気式EHP空調機」 又は

形式②「ガス式GHP空調機（電源自立型）※ 設備」

※ 都市ガス式とし、電源自立型空調機を1台以上設置するものとする。

【中学校】: 形式③「電気式EHP空調機」 又は

形式④「ガス式GHP空調機（電源自立型）※ 設備」

※ 都市ガス式とし、電源自立型空調機を2台以上設置するものとする。

本要求水準書に示す条件の範囲で、上記の形式①～④に代わる提案を妨げるものではないが、提案内容によっては市が採用しない可能性があるので、実施要領等に関する質問において、提案内容の根拠となる資料を示し、採否を市に確認すること。

5.2. 冷暖房機器設備

5.2.1. 一般事項

- ア 空冷ヒートポンプ空調設備の冷暖房切替え型を採用すること。
- イ 冷媒はオゾン層破壊係数ゼロのものを使用すること。
- ウ EHP及びGHP（JRA 4058 2017規格：発電機付ガスヒートポンプ冷暖房機に該当するものを除く）を設置する場合にはグリーン購入法に適合した機種を設置すること。
- エ リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に配慮すること。
- オ 市が貸与する資料は参考とし、その内容を市が保証するものではない。事業者は貸与資料を参考に、敷地、既存建物の特性、更新、維持管理のしやすさ、運営等に十分配慮し、より具体的な検討を行い、市及び対象校との協議を行うこと。
- カ 対象校における各種改修工事や機器の移設等があった場合を想定し、撤去しやすい場所に機器を設置すること。なお、設置場所は市と協議の上、最終決定すること。
- キ 設備機器の固定等は、建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）の最新版に準拠すること。
- ク 屋外の配管支持材は防食に配慮すること。
- ケ 空調設備の運転に使用した電力使用量、ガス使用量を測定できるメーターを設置すること。
- コ 空調設備を選定する際に行う熱負荷計算は、建築設備設計基準（国土交通省）の最新版及び別添配布資料1による。なお、各校各対象室の形状、材質、環境に応じた熱負荷計算を行うこと。

サ 工事に伴い、工事対象外の諸室において、空調環境の中止が生じないよう配慮すること。

シ 屋外露出配線は厚鋼電線管による金属管配線とし、金属管には塗装を施すこと。ただし、屋上においては塗装不要とするが、内外面とも溶融亜鉛メッキを施すこと。

ス 屋内露出配線は、金属管配線又は金属線び配線とする。金属管には塗装を施すこと。

セ 屋外キュービクル又は電気室・校舎間、校舎・校舎間等を横断する配線は、原則として、地中配管とすること。やむを得ない場合には、事業者からの申し出により市と協議の上、市が認めた箇所に限り学校関係者等の手の届かない架空対応も可能とする。

ソ 屋外に設置する電源盤は、ステンレス製（SUS304）とし、メラミン焼付指定色塗装とする。

なお、ハンドルは防水平面式とする。また、施工者（事業者）銘板（事業名、施工者名、施工年月）を電源盤に設置する。

タ プルボックスの仕様は、屋内は鋼板製（塗装あり）、屋外はステンレス鋼板製（塗装無し）とすること。

チ あと施工アンカーは、おねじ形メカニカルアンカー又は接着系アンカーを使用し、後者を使用する場合は、所定の強度が発現するまで養生を行う。アンカーについては、引き抜き強度を計算の上、施工手順書の提出を行う。なお、配管設備に限り、めねじ形の使用を可とする。

ツ 屋外で使用するボルト等はステンレス鋼製とし、配管支持材についても防食に配慮する。

テ 配管等の耐震壁の貫通は市と協議すること。

ト 配管等が窓ガラスを貫通する場合には、既存ガラスを撤去した上で耐食性のあるアルミパネル等の金属パネルを取付けるとともに、窓が開かないように対策を行う。なお、サッシの改修に当たっては、室内の採光及び自然換気に必要な開口部の面積を確保するとともに、非常用進入口に代わる開口部を確保する。なお、配管等によって既設カーテン・暗幕等が全閉状態とならなくなった場合は、当該箇所に開閉可能なカーテン・暗幕等を設置するなど、対象室の冷房エネルギーの削減を図るとともに適切な光環境を確保する。ただし、カーテン・暗幕等の維持管理は市が行う。

ナ 漏電遮断器の負荷に対する専用の接地を施すこと。なお、既設キュービクルのELB専用D種接地を使ってもよい。

ニ 本事業による整備分は、既存設備との区別を明確にするために、色分シール等を堅固に取り付け、標示すること。特に、配管等を含めた共用設備について、既存設備分と本事業による整備分が明確に区分できるよう配慮すること。

ヌ 受変電設備の改修を行う場合は、必要に応じて当該機器がPCB含有のものであるかどうかを、トランス、コンデンサの分析調査を行い、確認した上で実施し、調査報

告書を作成して市に提出すること。処分方法については、市の関係部署と協議し、適切に実施すること。P C B の調査費用は事業者の負担とする。PCB の処分に要する費用は市が負担するが、配管経路や工事内容の変更等にかかる費用は負担しない。

ネ 金属製可とう電線管を使用する場合は、ビニル被覆付とする。なお、屋外に位置するものについては、防水性のある部材を使用すること。

ノ 既設キュービクル内に予備低圧開閉器がある場合は、その使用を可とする。

5.2.2. 室外機

ア 室外機は、最も費用対効果の高い、効率の良い機種とすること。

イ 設置においては、転倒防止対策を施すこと。

ウ 原則、地上置きとするが、ビルマルチ式以外の小型で軽量な機器については、市及び対象校が許可した場合は、この限りではない。また、外壁改修・塗装等の支障となるないように外壁からの距離を確保して設置すること。外壁から支持した鋼材上に室外機を設置する場合においても市に確認の上、外壁改修・塗装の支障にならないよう離隔をとること。

エ 設置スペースを小さくするなどして極力、学校環境に影響を及ぼさないよう留意すること。

オ 高調波抑制対策技術指針に則り、必要であれば高調波対策を実施すること。

カ 既存建築物との調和に留意し、既存建築物への影響（騒音、振動、温風、臭気等の発生等）を軽減するように配慮するとともに、隣接する住宅等には十分配慮すること。必要である場合は防音設備等を設置すること。

キ 使用する室外機等が、騒音規制法等の特定施設に該当しない場合であっても、その騒音値が学校の敷地境界線上にて当該地域の騒音に係る規制基準値を超える場合には防音壁等を設置し、当該規制値を遵守すること。

ク G H P 方式を採用する場合は、臭気低減機能付とすること。

ケ いたずらやボール等での破損を避けるため、室外機を保護するための周囲フェンスを設けること。校舎を用いて囲う場合は、その面は不要とすることができます。

コ 既設物等が干渉する場合、事前に市及び対象校と協議し、撤去又は移設等を行い適切に処置すること。

サ 花壇、菜園、動物舎、鳥小屋、防球ネット、排水溝、散水栓、バルブボックス、照明器具、感知器等の既存物の移設が必要となる場合には、市、対象校及び地域等と協議の上対応を決定し、事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うこと。ただし、市が機能回復等を不要としたものは、この限りではない。

シ 既存樹木は可能な限り現状維持を図り、やむを得ず既存樹木が支障となる場合には、市、対象校及び地域等の承諾を得て、撤去、移植又は枝払いを行うことができる。な

お、樹木を撤去した場合は必要に応じて、同程度の樹種による植樹を行うこととする。
記念樹は極力移植すること。

- ス 各屋内運動場の状況にあわせ、経済的に最も効率のよい室外機の系統分けを計画すること。
- セ 室内機、室外機のドレンを適切に排水するよう配慮すること。埋設管や側溝への干渉が生じる箇所や上部に室外機を設置しないこと。やむを得ず、設置する場合は、原則迂回工事を行い適切に処置すること。なお、撤去又は移設するに当たり、事前に市及び対象校と協議すること。

5. 2. 3. 室内機

- ア 室内機は天井吊形を基本とすること。ただし、天井吊形が学校運営上支障をきたす恐れがある場合は、壁掛形も可とするが、事前に市及び対象校と協議すること。
- イ 室内機は対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数をキャットウォークの下部等の適切な位置に設置すること。
- ウ 既存設備等が干渉する場合、事前に市及び対象校と協議し、撤去又は移設等を行い適切に処置すること。
- エ 振れ止め金具は脱落を防止するため、吊りボルトを包み込む形状のもの又はボルト締めのものを使用すること。
- オ サッシの改修に当たっては、室内の採光、自然換気に必要な開口部の面積を確保すること。
- カ ボール等の室内機への直接の接触を防ぐため室内機のメンテナンスが可能な防球カバー等を設置すること。

5. 3. 配管設備

5. 3. 1. 冷媒管

- ア 経済的に最も効率の良いルートを選択し配管すること。
- イ 通常、児童生徒の手の届かない位置に配管すること。
- ウ 非常用進入口及び避難動線等に干渉しない位置に配管すること。
- エ 配管のため窓ガラスをアルミパネルに変更する場合、採光と換気に留意すること。
- オ 屋外露出の仕上げはステンレスラッキングとすること。
- カ 屋内露出の仕上げはボール等の衝突等を考慮したものとすること。
- キ 冷媒管によって既設カーテン・暗幕等が全閉状態とならなくなつた場合は、当該箇所に開閉可能なカーテン・暗幕等を設置するなど、対象室の冷房エネルギーの削減を図るとともに適切な光環境を確保する。ただし、カーテン・暗幕等の維持管理は市が行う。

ク 原則、冷媒管は梁から支持しないこと。ただし、鉄筋検査等により鉄筋を避けることを前提に、梁から支持することを認める場合があるので、可否について市に確認すること。

5.3.2. ドレン管

ア 空調設備のドレン管は、原則として側溝、雨水枠等に放流すること。ただし、付近に側溝、雨水枠等が無い場合は、雨水排水堅管に間接排水で接続することは可とする。なお、ドレン堅管接続部には間接排水やトラップ等を設置すること。

イ スラブ穿孔時やコンクリート壁穿孔時には、鉄筋及び埋設電線等に支障のないことをレントゲン等の配筋探査等で確認の上、適切な穿孔箇所を検討し施工すること。

ウ 屋内ドレン管の保温仕上げは樹脂カバーあるいは結露防止層付ドレン管とすること。なお、屋外ドレンはカラーVPとすること。

エ GHP室外機にはドレン中和剤が搭載されている機種を選定すること。ドレンの原液は強酸性であるので、児童生徒の手の届かない位置に放流すること。

5.4. 自動制御設備

5.4.1. 自動制御設備

ア 本事業で設置する各屋内運動場の空調設備の操作（運転、停止、設定温度、風量等）、監視（運転、停止、設定温度、風量等）、スケジュール管理等の一括制御を行うこと。なお、個別リモコンに搭載された機能等でこれらを可能とする方法も認める。

イ 消し忘れ防止機能付とすること。

ウ 無断で設定温度を変更された場合においても、一定時間の経過後に設定温度に戻る機能を設置すること。また、個別リモコンは操作禁止機能付とすること。

エ 空調設備供用開始日における各種設定については、事前に市及び対象校と協議すること。

5.4.2. 個別リモコン

ア 壁付けワイヤード型とし、対象室ごとに全個別リモコンを収納する盤を設置すること。盤は鋼板製で施錠可能なものとすること。

イ 原則、屋内運動場の室内入口（玄関）側に設置すること。

ウ 系統ごとに運転、停止、設定温度、風量、タイマー設定が行えるものとすること。

エ リモコンは、可能な限り操作方法が同様なもの、又は同じものに揃え統一感を図ること。

オ 空調設備供用開始日における各種設定については、事前に市及び対象校と協議すること。

力 学校運営以外での使用も想定されることから、料金徴取システムを構築すること。
なお、徴収方法等は、事前に市と協議すること。

5.4.3. その他

- ア 故障警報、エネルギー消費量、室外機、室内機ごとの運転時間、室内設定温度を計測するなど維持管理業務を効率的かつ効果的に実施するために、遠隔監視用アダプタ等の制御設備を導入することも可能である。
- イ 供用開始後に、本事業による電力消費が原因で、受変電設備の容量が不足する事態が生じた場合、事業者は やかに受変電設備の改善工事を行うこと。
- ウ 屋内運動場の空調光熱費の削減のためにデマンドコントローラーを設置すること。
受変電設備の改善工事を最小限にするために突入電流軽減等の制御を導入すること。

5.5. エネルギー供給設備

- ア 空調設備の運転に必要となるエネルギーの種別については、別添配布資料1による。ただし、事業者において熱源価格、熱源供給における安定性、環境負荷及びエネルギーコストの低減等の観点から、適切な熱源を選択し、又はその組み合わせを選択し、提案することも可能である。
- イ 電力、ガス等のエネルギー供給設備は、必要に応じて機器の改修、配管・配線の盛り替え等を実施すること。なお、当該工事に伴い、一時的に機能が停止する場合は、事前に市及び対象校と協議し、必要に応じて代替措置を講じること。
- ウ 空調設備設置により電気の使用容量が増加することに対し、一部の対象校では、既存のキュービクル内での対応ができず、トランクの増設が発生すると見込んでいる。増設する場合は、既存の基礎同等のコンクリート基礎を設けること。また、必要に応じてP C B含有分析を行い、報告書を作成すること。なお、老朽化している既設受変電設備は、本事業において更新を提案することも可能である。
なお、別添配布資料に、キュービクル形式を示す。また、キュービクルの仕様は、既存のキュービクルの仕様を基本とするが、事業者からのそれに代わる別の提案を妨げるものではない。その場合は、「実施要領等に関する質問」にて当該提案の採用の可否を市に確認すること。当該確認がない場合の別の提案は、認められない場合がある。

5.6. 換気設備

- ア 低騒音型とすること。
- イ 法令等を遵守した上で各屋内運動場の実状を考慮した仕様とすること。
- ウ 羽根やモーター等が児童生徒の手の届くことがないように設置すること。
- エ 既設構造体を新たに開口しての設置は禁止する。

- オ 有圧換気扇設置のため窓ガラスをアルミパネル等に変更する場合、採光に留意すること。
- カ ウエザーカバー等雨水侵入抑制部材を用いて雨仕舞をすること。
- キ 換気扇を使用しない時に空気の流動がないように、機器にはシャッターを設けること。
- ク ボール等の衝突の可能性に配慮しバックガードを設置すること。
- ケ 有圧換気扇の発停を行う操作機器は壁付けワイアード型とし、盤内に収納すること。
- コ 有圧換気扇の発停を行う操作機器は原則、屋内運動場の室内入口（玄関）側に設置すること。
- サ 空調設備のリモコンと同じ高さに有圧換気扇の発停を行う操作機器を設置すること。
- シ 1台ごとに、運転、停止、が行えるものとし、消し忘れ防止機能を有するものとする。
供用開始日における各種設定については、事前に市及び対象校と協議すること。
- ス 一部の学校には、既に換気扇が設置されているが、これについては更新すること。
- セ 換気設備の方式及び換気量の計算は別添配布資料の条件で行うこと。

5.7. 断熱化改修等

事業者は、各校における要求仕様については、別添配布資料と同等以上の断熱化改修等を実施すること。要求仕様と同等以上は事業者より提出された要求性能確認書を以って、市と合意したものとする。

なお、各数量に関しては、提案時には確認が困難である下地の状況等については、別添配布資料の概算数量とし、施工段階にて判明したものは別途契約とする。

5.8. その他の付帯設備

5.8.1. 計装制御及び切り替え機能等

停電時に電源自立型空調GHPによる電力供給を可能とすることができます、かつ屋内運動場内の電力負荷に対して電力を供給することが可能な仕組みとし、電力負荷に関しては市と協議すること。なお、電源切替盤の設置場所は既設分電盤の近くが望ましい。

6. 提出書類

業務範囲において、他業務と類似した書類を作成する場合は、統一した様式にて作成し、提出するものとする。対象校ごとに作成する書類・図書等についても、同一書類は統一した様式にて作成し、パイプ式ファイル等を用いた上でインデックスを付するなどにて整理し提出すること。なお、様式については、事前に市と協議すること。また、提出する電子データの形式については、市の指示に従うこと。

6.1. 事業計画書等

6.1.1. 事業計画書

契約締結後速やかに、以下に記載する内容を本事業全体の事業計画書として作成し、市に提出して確認を得ること。

品 目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
総括責任者の通知書	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
事業計画書 ・本事業全体の事業スケジュール ・本事業全体の組織計画 ・連絡体制等	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
対象校別工事金額一覧表	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

6.1.2. 設計業務に係る計画書等

設計業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

品 目	部数	体裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
設計責任者の通知書	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
設計担当者の通知書	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
設計業務計画書 ・業務方針書 ・業務工程表 ・業務組織計画 (担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む) ・使用する主な図書及び基準 ・連絡体制等	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
現地調査計画書	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	対象校ごと
現地調査報告書	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

6.1.3. 施工業務に係る計画書等

施工業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

品 目	部数	体裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
施工責任者の通知書	1	任意	○	○	
施工担当者の通知書	1	任意	○	○	
対象校別組織体制表	1	任意	○	○	
施工業務計画書 ・業務方針書 ・業務工程表（官公署届出の提出予定を含む） ・業務組織計画 (担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む) ・緊急連絡体制	1	任意	○	○	
施工計画書 ・施工調査 ・仮設計画 ・搬出入計画 ・その他工事計画等 ・再生資源利用（促進）計画書	1	任意	○	○	対象校ごと
実施工工程表（マスター工程表）	1	任意	○	○	
市内業者発注等計画書	1	任意	○	○	
資材製造所選定等通知書	1	任意	○	○	
アスベスト事前登録システムの登録内容の写し	1	任意	○	○	対象校ごと
施工体制台帳の写し※ 1	1	任意	○	○	
施工体系図の写し※ 1	1	任意	○	○	
下請負通知書の写し※ 1	1	任意	○	○	

建設工事保険証書の写し※ 1	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
労災保険加入証明書の写し※ 1	1	任意	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書の写し※ 1	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
コリンズ関連資料	1	任意	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	
着手届	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	対象校ごと
提出状況・要求性能確認書	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	

※ 1 施工業務を受託する企業より提出される、施工体制台帳等の写しを市に提出すること。また、施工体制台帳等を更新した場合は、適宜、当該資料の写しを市に提出すること。

ア 施工業務計画書

施工業務着手前に施工業務計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。

なお、市の確認を得た後、速やかに施工担当者から対象校に提出し、施工業務計画の説明をすること。

イ 施工計画書

当該工事の着手前に総合施工計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。

なお、工種別施工計画の作成については、事前に市と協議すること。

ウ 市内業者発注等計画書

施工業務着手前に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。

エ 資材製造所選定等通知書

使用する主要資材について、当該資材の調達前に資材製造所選定等通知書を作成し、市に提出して確認を得ること。資材製造所選定等通知書の提出、市による確認を得た後、使用する主要資材について、当該資材の調達前に納入仕様書を作成し、市に提出して確認を得ること。

オ 着手届

施工業務着手前に着手届を作成し、市に提出して確認を得ること。

6.1.4. 工事監理業務に係る計画書等

工事監理業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

品　　目	部数	体裁	媒体種別		備　考
			紙	電子	
工事監理責任者の通知書	1	任意	○	○	
工事監理者の通知書	1	任意	○	○	
工事監理業務計画書 ・業務方針書 ・業務工程表 ・業務組織計画 (担当技術者名簿、業務分担表、経歴 書を含む) ・使用する主な図書及び基準 ・連絡体制等	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと

6.2. 報告書

6.2.1. 設計業務に係る報告書等

設計業務中及び設計業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【設計業務中】

品　　目	部数	体裁	媒体種別		備　考
			紙	電子	
打合せ議事録	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと

【設計業務完了後】

品　　目	部数	体裁	媒体種別		備　考
			紙	電子	
設計計算書 ・熱負荷計算書 ・構造計算書（室外機を屋上に設置 した場合のみ） ・受変電容量計算書	1	任意	○	○	対象校ごと

・開閉器容量計算書 ・騒音計算書 ・機器選定書（空調機器、発電機） ・耐震計算書（キュービクル、室外機（100kg 超）、非常用発電機、ポンベ置場） ・幹線サイズ計算書等				
設計図	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
積算書（内訳書） ・工事積算数量算出書 ・工事積算数量調書 ・見積検討資料	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
関係官庁届出書類	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
施工業務時に想定される関係官公署届出書類一覧表 (電気・ガス事業者含む)	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
設計概要説明書	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
設計業務の受託企業による自主検査記録	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
事業者による完了検査記録	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
市による完了確認検査記録	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
提出状況・要求性能確認書	1	任意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ア 設計計算書

本事業対象校ごとに、熱負荷計算書、機器選定書、幹線サイズ計算書等の必要な設計計算書を作成し、市に提出して確認を得ること。

イ 設計図

(ア) 対象校ごとに空調設備設計図、電気設備設計図及び関連する建築設計図を作成し、市に提出して確認を得ること。

なお、報告媒体種別の電子データはC A D（D W G）データ及びP D Fデータとする。

(イ) 市は、必要に応じて設計変更を指示することができる。なお、設計変更に関する

費用負担区分の詳細については、事業契約書において示す。

(ウ) 設計に関する著作権は市に帰属する。

ウ 積算書

本事業対象校ごとに、工事積算数量算出書、工事積算数量調書、見積検討資料等の必要な積算書を作成し、市に提出して確認を得ること。

6.2.2. 施工業務に係る報告書等

施工業務中及び施工業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【施工業務中】

品 目	部数	体裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
納入仕様書	1	任意	○	○	
予定工程表（月報、週報等）	1	任意	○	○	
建築工事施工図	1	任意	○	○	
空調設備施工図	1	任意	○	○	
電気設備施工図	1	任意	○	○	
月次報告書 (工事日報、工事写真、実施工程表、 打合せ議事録等)	1	任意	○	○	対象校ごと
発生材、撤去品調書	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

※予定工程表（月報、週報）は学校と調整の上、作成し提出する。

【施工業務完了時】

品 目	部数	体裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
完成図（建築・空調設備・電気設備）	1	A3 二つ折製本	○	○	対象校ごと
市内業者発注等実績報告書（資材）	1	任意	○	○	
各種試験成績書	1	任意	○	○	

工事写真	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
産業廃棄物管理表（マニフェスト）の 写し ・再生資源利用（促進）実施書 ・処理証明書 ・車両登録表 ・運搬ルート	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	対象校ごと
付属品（付属品リスト含む）	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
建設業退職金共済証紙購入状況報告 書の写し	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
コリンズ関連資料	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
諸官庁届出書類（検査記録を含む）の 原本	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
施工業務の受託企業による自主検査 記録	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	対象校ごと
事業者による完成検査記録	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
市による引渡検査記録	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
工事完成通知書	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	対象校ごと
市内業者発注等報告書	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
出荷証明書	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
引渡書	1	任意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	

※市内業者発注等報告書について、市が求めた場合は、報告内容を証明可能な書類を提示すること。

【空調設備供用開始前】

品　　目	部数	体裁	媒体種別		備　考
			紙	電子	

機器完成図書					
・機器完成図 ・機器性能試験報告書 ・機器取扱説明書 ・あと施工アンカー引き抜き試験報告書 ・各種保証書 ・納入業者一覧表等	1	任意	○	○	対象校ごと
試運転調整記録(試験記録含む)	1	任意	○	○	対象校ごと
隣地境界における騒音測定記録	1	任意	○	○	対象校ごと
空調設備運用マニュアル	1	任意	○	○	対象校ごと
事業者による供用開始前検査記録	1	任意	○	○	対象校ごと
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと

ア 建築・空調設備・電気設備の施工業務着手前に対象校ごとに建築施工図、空調設備施工図、電気設備施工図を作成し、市に提出して確認を得ること。

イ 月次報告書

工事期間中、対象校ごとに工事日報、工事写真、実施工程表、打合せ議事録等をまとめた月次報告書を作成し、市に報告すること。

ウ 機器完成図書

空調設備供用開始に当たり、機器完成図、機器性能試験報告書、機器取扱説明書、各種保証書、機器納入業者一覧表等をまとめた機器完成図書を作成し、市に提出して確認を得ること。

エ 施工図及び完成図

施工業務完了時に建築施工図、空調設備施工図、電気設備施工図に基づき、対象校ごとに完成図を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、完成図の構成及び報告媒体は原則、設計図に準拠することとし、必要に応じて施工図で作成した図面等を含めること。

オ 施工業務完了時に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること

カ 工事写真

工事写真は、工事を行う箇所（対象室、主要機器類の設置場所等）について、施工

前、施工中、施工後を提出すること。また、完成後に外部から確認できない主要な部分（天井内隠蔽部、土中埋設部等）についても同様に提出すること。

キ 緊急防災・減災事業債等の起債申請用の工事写真として、対象校ごとの写真帳（A4版・両面印刷）及びJPG形式のデーター式（CD又はDVD）を提出すること。

ク 付属品（付属品リスト含む）

施工業務完了時に付属品を対象校に納品すること。また、納品する付属品について、付属品リストを作成し、市及び対象校に提出すること。なお、付属品の納品場所については、事前に対象校と協議すること。

ケ 工事完成通知書

各種検査の完了後、工事完成通知書を作成し、市に提出すること。

6.2.3. 工事監理業務に係る報告書等

工事監理業務中及び工事監理業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【工事監理業務中】

品 目	部数	体裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
月次報告書 (工事監理日報、打合せ議事録等)	1	任意	○	—	対象校ごと
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	
設計変更業務成果品	1	任意	○	○	

【工事監理業務完了時】

品 目	部数	体裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
工事監理業務の受託企業による監理者検査記録	1	任意	○	○	対象校ごと
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

ア 月次報告書

工事監理業務期間中に対象校ごとに、工事監理日報、打合せ議事録等をまとめた月次報告書を作成し、市に報告すること。

添付資料 1

対象校一覧

小学校

学校名		所在地	空調対象面積 アリーナ
1	ひばりが丘小学校	座間市ひばりが丘四丁目 4 番 1 号	600 m ²
2	相模が丘小学校	座間市相模が丘三丁目 1 番 1 号	570 m ²

中学校

学校名		所在地	空調対象面積	
			アリーナ	小体育室
1	西中学校	座間市座間 2 丁目 1230 番地	810 m ²	101 m ²
2	栗原中学校	座間市栗原中央六丁目 4 番 1 号	756 m ²	125 m ²
3	南中学校	座間市南栗原三丁目 8 番 1 号	750 m ²	131 m ²